

各介護保険サービス事業者 様

郡山市介護保険課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出について (通知)

このことについて、令和 8 年度に介護職員等処遇改善加算を算定する場合には、処遇改善計画書等を事業所の指定権者へ提出する必要があります。

つきましては、下記により計画書等の提出をお願いします。

記

1 対象事業所 令和 8 年度に介護職員等処遇改善加算を算定する事業所

2 提出書類

各種様式は、市ウェブサイトに掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。

[ホーム > 健康・福祉 > 介護・高齢社福祉 > 介護保険事業者の方向け > 介護職員等処遇改善加算について](#)

(<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/68/2250.html>)

No.	提出書類	備考
1	連絡票	必須
2	計画書 (別紙様式 2)	必須
3	キャリアパス要件 I に該当することがわかる書類 (就業規則又は給与規程の写し等)	令和 8 年度から新たに要件を満たすこととなる場合のみ提出 ※前年度から引き続き該当し、内容に変更がない場合は提出不要
4	キャリアパス要件 II に該当する資質向上のための研修計画書 又は資格取得のための支援の実施状況がわかる書類 (任意様式)	
5	キャリアパス要件 III に該当することがわかる書類 (就業規則又は給与規程の写し等)	
6	見える化要件に該当することがわかる書類 (ホームページ又は介護サービス情報公表システムの写し等)	
7	令和 8 年度特例要件を満たすことがわかる書類 (ケアプランデータ連携システムを利用していることがわかる書類、または介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していることが分かる書類)	令和 8 年度特例要件でいずれかの要件を満たす場合に、該当の書類を提出 ※該当の要件がない場合は提出不要

3 提出期限 令和8年4月15日(水)

※加算新設事業所のみが所属する事業者が、令和8年6月以降に
処遇改善加算を算定する場合は、令和8年6月15日(月)

4 提出先等

- (1) 提出先 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市保健福祉部介護保険課管理係
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 メール(kaigo-kanri@city.koriyama.lg.jp)、郵送又は持参

5 その他

- (1) 計画書を作成する際は「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度分)」(令和8年3月13日付け老発0313第6号厚生労働省老健局長通知)を必ず確認してください。
- (2) 計画書及び計画書の記載内容の根拠となる資料は事業所に保管してください。
- (3) 加算を令和8年4月1日から新たに算定する場合や、算定する区分を変更する場合は、計画書とは別に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を令和8年4月1日までに提出してください。
また、6月以降に算定する加算については、居宅系サービスの場合は令和8年5月15日、施設系サービスの場合は令和8年6月1日までに提出してください。

◆処遇改善加算及び補助金に関する一般的なお問合せや計画書への記載方法は以下
にお問い合わせください。

厚生労働省相談窓口 ([TEL:050-3733-0222](tel:050-3733-0222))

※受付時間：9時～18時(土日含む)

【事務担当】

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市保健福祉部介護保険課管理係

電話：024-924-3021

E-mail: kaigo-kanri@city.koriyama.lg.jp